

[重要事項説明書]

当施設は介護保険の指定を受けています。
(神奈川県指定 第 1472000320)

当施設はご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供します。施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

※当施設への入所は、原則として要介護3以上か、要介護1・2で特例入居の要件に該当する方が対象となります。

◆◆目次◆◆

1. 施設経営法人	1
2. ご利用施設	1
3. 居室等の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 当施設が提供するサービスと利用料金	4
6. 入所中の医療の提供について	9
7. 身元引受人	9
8. 苦情の受付について	10

1. 施設経営法人

(1) 法人名	社会福祉法人 恵伸会
(2) 法人所在地	神奈川県平塚市立野町1-1
(3) 電話番号	0463-30-3231
(4) 代表者氏名	理事長 竹内圭介
(5) 設立年月日	平成9年1月8日

2. ご利用施設

(1) 施設の種類	指定介護老人福祉施設・平成12年4月1日 神奈川県 1472000320
(2) 施設の目的	<p>指定介護老人福祉施設は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、日常生活を営むために必要な居室および共用施設等をご利用いただき、介護福祉施設サービスを提供します。</p> <p>この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。</p>
(3) 施設の名称	介護老人福祉施設 サンレジデンス湘南
(4) 施設の所在地	神奈川県平塚市田村二丁目11番5号
(5) 電話番号	0463-54-7007 (代表)
(6) 施設長 (管理者) 氏名	鈴木 剛
(7) 当施設の運営 方針	<p>① サービスは、施設サービス計画に基づき、可能な限り、居宅での生活の復帰を念頭に置いて、入浴、排せつ、食事等の介護、相談及び援助、社会生活上の便宜の供与その他の日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話を行う。そのことにより、入所者がその有する能力に応じて、自立した日常生活を営むことができるよう目指します。</p> <p>② ご利用者の意志及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って指定介護福祉施設サービスを提供するよう努めます。</p> <p>③ 明るく家庭的な雰囲気の下、地域や家庭との結び付きを重視した運営を行い、市区町村、居宅介護支援事業者、居宅サービス事業者、他の介護保健施設、保険医療サービス・福祉サービスの提供との密接な連携に努めます。</p>
(8) 開設年月日	平成10年4月1日
(9) 入所定員	86人

3. 居室等の概要

当施設では、特別養護老人ホームの設備及び運営に関する基準に基づき、下記の居室・設備をご用意しています。居室は、個室（1人部屋）と多床室（2人部屋対応）の2種類となっています。

【施設内設備の概要】

居室	フローア	居室区分	室数	摘 要		
	4 F	個室（1人部屋）	8室	「洗面所」及び「トイレ」は各居室内に完備		
		多床室（2人部屋対応）	13室	「洗面所」及び「トイレ」は各居室内に完備		
	3 F	個室（1人部屋）	8室	「洗面所」及び「トイレ」は各居室内に完備		
		多床室（2人部屋対応）	13室	「洗面所」及び「トイレ」は各居室内に完備		
	2 F	個室（1人部屋）	8室	「洗面所」及び「トイレ」は各居室内に完備		
		多床室（2人部屋対応）	12室	「洗面所」及び「トイレ」は各居室内に完備		
	合計	個室（1人部屋）	24室			
多床室（2人部屋対応）		38室				
設備	種類		室数	フローア		
				2 F	3 F	4 F
	食堂		3室	○	○	○
	浴室	一般浴	2室		○	
		リクライニング浴	1室	○		○
		フツラ浴	3室	○	○	○
		特殊浴	1室		○	
	機能訓練室		1室		○	
				平行棒（1台） 階段昇降機（1台）		
	医務室		1室	○		

4. 職員の配置状況

当施設では、ご利用者に対して指定介護福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

(1) 主な職員の配置状況

職員の配置については、指定基準を遵守しています。

職種	常勤換算	指定基準
1. 施設長 (管理者)	1	1名
2. 介護職員	47.6	28.7名
3. 生活相談員	2	1名
4. 看護職員	7.0	3名
5. 機能訓練指導員	1.4	1名
6. 介護支援専門員	3	1名
7. 医師 (嘱託)	3	必要数
8. 管理栄養士	1	1名

※常勤換算：職員それぞれの週あたりの勤務延時間数の総数を当施設における常勤職員の所定勤務時間数（週 38.75 時間）で除した数です。

(2) 主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
施設長	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務
生活相談員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務
介護職員	早番（6：00～14：45）（7：00～15：45）（7：00～9：00） （7：00～13：00）（7：00～10：00）（7：00～12：00） 日勤（9：40～18：25）（10：00～18：45）（10：15～19：00） （8：30～12：30）（8：30～16：30）（9：00～12：00） （9：00～13：00）（9：00～13：30）（9：00～16：00） （9：00～16：30）（9：00～17：00）（9：00～17：45） （9：30～12：30）（9：30～15：45）（9：30～16：00） （9：30～16：30）（9：30～17：00）（10：00～14：00） 遅勤（12：00～20：45）（12：00～16：00）（12：00～17：00） （13：00～17：30）（13：30～16：00）（13：30～16：30） （14：00～18：00）（15：00～17：30）（15：30～19：30） （16：00～19：00） （17：00～19：00）（17：30～19：30） 夜勤（16：30～10：00）
看護職員	・正規の勤務時間帯（9：00～17：45）常勤で勤務、原則として3名体制で勤務します。 ・夜勤（16：30～10：00）1名常駐で勤務。
介護支援専門員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務
医師（嘱託）	内科 週1日（木曜日） 15：00～16：00 精神科 隔週1日（木曜日） 14：00～15：00 歯科 診療の状況に応じて
管理栄養士	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務
機能訓練指導員	正規の勤務時間帯（8：30～17：15）常勤で勤務

5. 当施設が提供するサービスと利用料金

当施設では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。提供するサービスについては、

- | |
|---|
| (1) 利用料金が介護保険から給付される場合
(2) 利用料金の全額をご利用者に負担いただく場合 |
|---|

があります。

(1) 介護保険の給付の対象となるサービス (契約書第5条参照)

①サービスの内容 (施設サービス計画に基づき提供します指定介護福祉施設サービスの概要です。)

種 類	内 容										
介護	次の介護はご利用者の自立の支援及び日常生活の充実に資するようご利用者の身心の状況に応じて適切な技術をもってサービスの提供をします。										
	<table border="1"> <tr> <td>入浴</td> <td> ・入浴又は清拭を週2回行います ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます </td> </tr> <tr> <td>排せつ</td> <td> ・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います </td> </tr> <tr> <td>おむつの取り替え</td> <td> ・おむつを使用せざる得ないご利用者について、おむつを適切に交換します </td> </tr> <tr> <td>離床、着替え整容</td> <td> ・寝たきりを防止するため、できる限り離床に配慮します ・生活のリズムを考慮し、適切な着替えを行うよう配慮します ・適切な整容が行われるよう援助します </td> </tr> <tr> <td>食事の介助等</td> <td> ・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況および嗜好を配慮したバラエティに富んだ食事を提供します ・ご利用者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30 </td> </tr> </table>	入浴	・入浴又は清拭を週2回行います ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます	排せつ	・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います	おむつの取り替え	・おむつを使用せざる得ないご利用者について、おむつを適切に交換します	離床、着替え整容	・寝たきりを防止するため、できる限り離床に配慮します ・生活のリズムを考慮し、適切な着替えを行うよう配慮します ・適切な整容が行われるよう援助します	食事の介助等	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況および嗜好を配慮したバラエティに富んだ食事を提供します ・ご利用者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30
	入浴	・入浴又は清拭を週2回行います ・寝たきりでも機械浴槽を使用して入浴することができます									
	排せつ	・排せつの自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います									
	おむつの取り替え	・おむつを使用せざる得ないご利用者について、おむつを適切に交換します									
離床、着替え整容	・寝たきりを防止するため、できる限り離床に配慮します ・生活のリズムを考慮し、適切な着替えを行うよう配慮します ・適切な整容が行われるよう援助します										
食事の介助等	・管理栄養士の立てる献立表により、栄養とご利用者の身体の状況および嗜好を配慮したバラエティに富んだ食事を提供します ・ご利用者の自立支援のため、できるだけ離床して食堂で食べていただけるように配慮します (食事時間) 朝食 7:30～8:30 昼食 12:00～13:00 夕食 17:30～18:30										
<table border="1"> <tr> <td>相談及び援助</td> <td> ・ご利用者又はそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって対応させていただくとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます (相談窓口) 生活相談員 </td> </tr> </table>	相談及び援助	・ご利用者又はそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって対応させていただくとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます (相談窓口) 生活相談員									
相談及び援助	・ご利用者又はそのご家族からのいかなる相談についても誠意をもって対応させていただくとともに、可能な限り必要な援助を行うよう努めます (相談窓口) 生活相談員										
社会生活上の便宜の供与等 その他日常生活上の世話	<ul style="list-style-type: none"> ・当施設では、必要な教養娯楽設備を整えるとともに、施設での生活を実りあるものとするため、適宜レクリエーション行事を企画します。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 歳時記行事 鏡開き・節分・お雛祭り・七夕見学・敬老会・運動会・秋の散策など (2) ご利用者ひとりひとりの希望にそった少人数のグループによる楽しみ活動 お話し・音楽・外気浴・体操・なじみの作業の会など (3) その他 ボランティアによる各種鑑賞会・動物ふれあい活動など ・ご利用者が日常生活を営むのに必要な行政機関等に対する手続きについて、ご利用者またはそのご家族が行うことが困難である場合はその同意をもとで代行します 										

機能訓練	<ul style="list-style-type: none"> 機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に適合した機能訓練を行い、必要な機能の回復または身体機能の低下を防止するよう努めます 			
健康管理及び療養上の世話	<ul style="list-style-type: none"> 次の嘱託医師により診療日を設けて、ご利用者の皆様の健康管理に万全を期するよう努めます また緊急等必要な場合には、主治医あるいは協力医療機関等に責任をもって引き継ぎます ご利用者が外部の医療機関に通院する場合には、その介添についてできるだけ配慮します (当施設の嘱託医師) <table border="1" data-bbox="486 421 1348 748"> <tr> <td data-bbox="486 421 1348 533"> 氏名：倉田康久 診療科：内科系（所属 くらた病院） 診療日：毎週1回 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 533 1348 645"> 氏名：医療法人社団研水会 平塚病院 常勤医 診療科：精神科・心療内科 診療日：隔週1回 </td> </tr> <tr> <td data-bbox="486 645 1348 748"> 氏名：三枝武司 診療科：歯科（所属 あやめ歯科医院） 診療日：診療の状況に応じて </td> </tr> </table>	氏名：倉田康久 診療科：内科系（所属 くらた病院） 診療日：毎週1回	氏名：医療法人社団研水会 平塚病院 常勤医 診療科：精神科・心療内科 診療日：隔週1回	氏名：三枝武司 診療科：歯科（所属 あやめ歯科医院） 診療日：診療の状況に応じて
氏名：倉田康久 診療科：内科系（所属 くらた病院） 診療日：毎週1回				
氏名：医療法人社団研水会 平塚病院 常勤医 診療科：精神科・心療内科 診療日：隔週1回				
氏名：三枝武司 診療科：歯科（所属 あやめ歯科医院） 診療日：診療の状況に応じて				

②サービス利用料金（契約書第8条参照）

- (1) サービス利用料金につきましては、次の利用料金表のとおりです。
- (2) その他の介護サービスにつきましては、次に掲げる加算が加わる場合がございます。
- 初期加算…新規入所の日から30日間
1ヶ月以上の入院後の再入所から30日間（1日30単位）
 - 外泊時費用…入院、外泊期間中6日を限度に加算（初日、末日は除く）
月をまたがって入院、外泊の場合は12日を限度に加算
（1日246単位）
 - 療養食加算…医師の指示に基づく療養食を提供した場合
（1食6単位）
 - 看取り介護加算…当施設で看取り介護をおこなった場合、算定される加算となります。
（死亡日以前31日以上45日以下：1日72単位）
（死亡日以前4日以上30日以下：1日144単位）
（死亡日前日、前々日：1日680単位）
（死亡日：1日1280単位）

※ 個別機能訓練加算、精神療養加算、看護体制加算Ⅰ、看護体制加算Ⅱ、日常生活継続支援加算、夜勤職員配置加算、介護職員処遇改善加算は料金表に記載の通りです。

(2) 介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第6条参照）

以下のサービスは、原則として利用料金の全額がご利用者の負担となります。

<サービスの概要と利用料金>

サービスの区分	サービスの概要と利用料金
①食事の提供に要する費用	<p>: 提供する食事の材料費及び調理にかかる費用です。</p> <p>1,800 円/日 (利用者負担第 4 段階の方)</p> <p>1,360 円/日 (利用者負担第 3 段階②の方)</p> <p>650 円/日 (利用者負担第 3 段階①の方)</p> <p>390 円/日 (利用者負担第 2 段階の方)</p> <p>300 円/日 (利用者負担第 1 段階の方)</p> <p>(※1~3 段階の金額は基準額 1,445 円の内自己負担額となります)</p>
②居 住 費	<p>: 個室 (1 人部屋) 費用 (室料+光熱水費)</p> <p>1,500 円/日 (利用者負担第 4 段階の方)</p> <p>880 円/日 (利用者負担第 3 段階①②の方)</p> <p>480 円/日 (利用者負担第 2 段階の方)</p> <p>380 円/日 (利用者負担第 1 段階の方)</p> <p>(※1~3 段階の金額は基準額 1,150 円の内自己負担額となります)</p> <p>: 多床室 (2 人部屋) 費用</p> <p>910 円/日 (利用者負担第 4 段階の方) (室料+光熱水費)</p> <p>430 円/日 (利用者負担第 3 段階①②の方) (光熱水費)</p> <p>430 円/日 (利用者負担第 2 段階の方) (光熱水費)</p> <p>0 円/日 (利用者負担第 1 段階の方) (光熱水費)</p> <p>(※1~3 段階の金額は基準額 840 円の内自己負担額となります)</p>
③特別な食事	<p>: ご利用者のご希望に基づいて特別な食事 (飲物を含みます) を提供いたします。</p> <p>利用料金: 要した費用の実費</p>
④理 美 容 サ ー ビ ス	<ul style="list-style-type: none">・カット: 3, 0 0 0 円・シャンプー (カットとセット): 1, 2 0 0 円・髭剃り: 1, 5 0 0 円・女性顔剃り: 8 0 0 円・毛染め: 7, 8 0 0 円・パーマ: 7, 8 0 0 円

<p>⑤レクリエーション クラブ活動等</p>	<p>(1) レクリエーションクラブ活動 (生活の楽しみ・潤い・はり合い活動等)</p> <p>主旨 ご利用者の趣味活動などが入居前と変わらず、もしくはそれ以上に広がる様々な楽しみ場面に参加していただくことができます。自ら希望したり活動する事が難しくなったご利用者におかれましても、ひとりひとりの楽しみ活動を常に配慮し楽しんでいただくことができます。</p> <p>1) 歳時記を大切にした年間行事 新年を祝う会・お花見・秋祭り・敬老を祝う会・クリスマス会など</p> <p>2) クラブ活動 書道・絵手紙・手芸・朗読・歌の会・園芸・お花の会など (道具等の使用備品については各自負担して頂きます)</p> <p>実施した場合に応じて実費をご負担頂きます。</p>
<p>⑥日常生活上必要となる諸費用実費</p>	<p>: ご利用者の日常生活品については、原則ご家族の対応となっておりますが、ご都合で施設が購入代行をする場合は代行料として1回1,000円のご負担をいただきます。</p> <p>: 個人専用としての電化製品(テレビ・冷蔵庫)をご希望の場合の利用負担額は次のとおりです。</p> <p>●テレビ: 1ヶ月 150円(電気代金として) ●冷蔵庫: 1ヶ月 420円(電気代金として)</p> <p><u>テレビと冷蔵庫はご利用者の持ち込みとなります。</u>上記料金を電気代金として頂きます。 テレビは19インチまで、冷蔵庫は45Lまでの大きさとなります。 19インチ・45L未満の物を持ち込んでも、料金は変わりません。</p> <p>※おむつ代は介護保険給付対象となっておりますのでご負担の必要はありません。 ※私的理由による外出に伴う諸費用は、ご利用者の負担となります。</p>
<p>⑦複写物の交付</p>	<p>・ご利用者は、サービス提供についての記録をいつでも閲覧できます。複写物を必要とする場合には実費をご負担いただきます。 1枚につき10円</p>
<p>⑧行事食</p>	<p>・正月三が日(1月1日～1月3日)の昼食のみ、<u>ご希望に応じて</u>1食500円(食材費)の追加で、行事食(刺身・天ぷら等)を提供させていただきます。 500×3日間=1,500円</p>
<p>⑨送迎費用</p>	<p>・外食・外出送迎付き添い 1名につき2,000円/1時間、距離 1kmにつき500円</p>
<p>⑩買い物代行費</p>	<p>・1回1,000円</p>

⑫健康管理費	<ul style="list-style-type: none"> ・ 診療費、薬代 ・ インフルエンザ予防接種に係る費用等実費 ・ 処方対象外医療品等に掛かる費用実費
⑬私物の洗濯代	<ul style="list-style-type: none"> ・ クリーニング代実費
⑭看取り介護にかかわる費用	<ul style="list-style-type: none"> ・ エンゼルケア費・・・5,000円 ・ エンゼルセット・・・850円 ・ 浴衣・・・3,150円

☆ご利用者の日常生活に要する費用で、ご利用者に負担いただく事が、適当であるものに掛かる費用をご負担頂きます。

☆所得税の医療費控除について

施設サービスの対価（介護費、食費及び居住費）として支払った額の2分の1に相当する金額について医療費控除の対象となります。（特別な食事・居室の提供に伴う費用は除きます）

（3）利用料金のお支払方法（契約書第8条参照）

前記（1）、（2）の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算し、ご請求しますので、翌月26日に指定金融機関の預金口座から自動引き落としの方法でお支払い下さい。（1ヶ月に満たない期間のサービスに関する利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）

（4）平成17年9月30日以前にご入居された方の経過措置について

平成17年9月30日以前にご入居された方で、個室へ入居されている方につきましては、経過措置として多床室へ入居されている方と同様のご利用料金となります。但し、経過措置の終了、介護保険法の改定等により変更する事があります。

6. 入所中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、希望により下記の協力医療機関において診療や入院治療を受けることができます。（ただし、下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診療・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関

医療機関の名称	医療財団法人倉田会 くらた病院
所在地	平塚市東真土4-5-27
診療科	内科・外科・整形外科・消化器科・循環器科

②協力医療機関

医療機関の名称	医療法人社団研水会 平塚病院
所在地	平塚市出縄476番地
診療科	精神科・心療内科

③協力歯科医療機関

医療機関の名称	あやめ歯科医院
所在地	伊勢原市沼目5-19-10

7. 身元引受人

契約締結にあたり、身元引受人をお願いすることはありません。

ただし、入所契約が終了した後、当施設に残されたご利用者の所持品（残留物）をご利用者自身が引き取れない場合に備えて「残置物引取人」を定めていただきます。（契約書第24条参照）
当施設は、「残置物引取人」に連絡のうえ、残置物を引き取っていただきます。

また、引渡しにかかる費用については、ご利用者または残置物引取人にご負担いただきます。

入所契約締結時に残置物引取人が定められない場合であっても、入所契約を締結することは可能です。

8. 苦情の受付について（契約書第26条参照）

（1）当施設における苦情の受付

当施設における苦情やご相談は以下の苦情解決体制で対応いたします。

○苦情受付窓口（担当者）

相談員 横山 佳典・村山 瞳

○苦情解決責任者

施設長 鈴木 剛

○第3者委員

向井 妙子（元専門学校講師）

住所：平塚市立野町1-10

電話：0463-30-3231

川口 英一（神奈川社会福祉専門学校 校長）

住所：平塚市立野町1-10

電話：0463-30-3231

(2) 行政機関その他苦情受付機関

平塚市役所 介護保険課	所在地 〒254-8686 平塚市浅間町9番1号 電話番号 0463-21-8790 受付時間 8:30~17:00 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)
神奈川県国民 健康保険団体連合会 介護保険課 介護苦情相談係	所在地 〒220-0003 横浜市西区楠町27番1 電話番号 045-329-3447 電話番号 0570-022110 (苦情専用) 受付時間 8:30~17:15 (土曜日・日曜日・祝祭日・年末年始を除く)

9、事故発生時の対応について

- ①当施設のサービスの提供により、事故が発生した場合には、速やかにご入居者のご家族・後見人に連絡し、必要な措置を講じます。
- ②事故の状況を施設長に報告するとともに、事故発生の原因・再発防止の検討を行います。
- ③事故の状況に応じて、平塚市役所とご利用者の介護保険保険者に報告し、事故報告書を提出します。

10、損害賠償について（契約書第14条、第15条参照）

当施設において、事業者の責任によりご契約者又はご利用者に生じた損害については、事業者は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。ただし、その損害の発生について、契約者又はご利用者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、事業者の損害賠償責任を減じる場合があります。

11、守秘義務の厳守

事業者及び従業員は、サービス提供をする上で知り得たご利用者およびそのご家族に関する個人情報、正当な理由なく第三者に漏らしません。この守秘義務は、従業員の雇用契約終了後も同様といたします。

12、緊急時の対応

利用者に容体の変化などがあった場合は、医師への連絡や救急車で搬送をする等必要な処置を講じます。

13、非常災害対策

- ①災害時の対応：計画書に基づいての対応をします。
- ②防災設備：スプリンクラー・消火用散水栓・火災報知器等の消防設備等を備えています。消防設備の点検は、年2回実施しています。
- ③防災訓練：年2回の防災訓練を実施しています。

14、施設利用の留意事項

当施設のご利用にあたって、施設に入所されている利用者の共同生活の場としての快適性、安全性を確保するため、下記の事項をお守り下さい。

(1) 持ち込みの制限

入所にあたり、生活相談員のご案内するもの以外は原則として持ち込むことができません。

(2) 面会

面会時間 10:30～15:30 ※予約制

面会時の利用者への飲食物の差し入れは可能ですが、以下の点にご協力お願い致します。

①ご本人が食べきれなかった物については、ご本人に渡さずに職員に預けるか、持って帰る様お願い致します。ご本人がしまった事を忘れ、飲食物が痛んだ状態で見つかった事があります。また、他のご利用者に渡し、他のご利用者が食べられない形態で喉に詰まらせる等の危険もあります。

②ご本人の状態の変化で食べられない事もありますので、差し入れの飲食物が食べられるかどうか、事前に職員に確認をお願い致します。

※2階・3階・4階の居住スペースへのペットを連れての面会は禁止となっています。

ペットをお連れの場合は、1Fロビーでの面会となります。

(3) 施設・設備の使用上の注意（契約書第12条、第13条参照）

○ 居室及共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○ 故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご利用者に自己負担により原状に復していただくか、又は相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置を取ることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○ 当施設の職員や他の入所者に対し、迷惑を及ぼすような宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(4) 喫煙

施設内の喫煙スペース以外での喫煙はできません。

〔重要事項説明書付属文書〕

1. 施設の概要

(1) 建物の構造	鉄筋コンクリート造 地上4階
(2) 建物の延べ床面積	面積 4679, 48㎡

(3) 併設事業

当施設では、次の居宅介護サービス事業を併設して実施しています。

訪問介護	平成11年10月 1日指定 神奈川県 1472000015号
通所介護	平成11年10月 1日指定 神奈川県 1472000015号
短期入所生活介護	平成11年10月 1日指定 神奈川県 1472000015号
介護予防短期入所生活介護	平成18年 4月 1日指定 神奈川県 1472000015号
居宅介護支援事業	平成11年 8月 2日指定 神奈川県 1472000015号
福祉用具貸与・販売事業	平成17年 6月 1日指定 神奈川県 1472001211号
介護予防福祉用具貸与・販売事業	平成18年 4月 1日指定 神奈川県 1472001211号
平塚市地域包括支援センター	平成18年 4月 1日指定 神奈川県 1402000010号

(4) 施設の周辺環境

当施設は、平塚市の北東部に位置し、周辺はみどり豊かな田園に包まれ、西に富士、箱根を、北西に大山、丹沢連邦を望むことができるなかで、四季折々の季節感を味わっていただくことができ、また、居室は、日当たりもよく、文字どおり湘南のおだやかな気候のもとで、ご利用者の毎日に「うるおい」と「やすらぎ」のある快適な日常生活をお送りいただける自然に恵まれた周辺環境にあります。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

職 種	職 務 内 容
介 護 職 員	ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。 3名の利用者に対して1名の介護職員を配置しています。
生 活 相 談 員	ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜生活支援を行います。 1名の生活相談員を配置しています。
看 護 職 員	主にご利用者の健康管理や療養上の世話をしますが、日常生活上の介護、介助等も行います。 3名の看護職員を配置しています。
機能訓練指導員	ご利用者の機能訓練を担当します。
介護支援専門員	ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。 2名の介護支援専門員を配置しています。
医師（嘱託）	ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。 3名の医師を配置しています。

3. 契約締結から「施設サービス計画」までの流れ

ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの具体的なサービス内容やサービス提供方針については、入所後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

その理由は、重要事項説明書の本文中の5の（1）の指定介護福祉施設サービスの日常生活での細部のプランを設計するためには、ご本人が入所された後に、ご本人の身心の状況の変化や、安定度などを十分に確認し、把握したなかで、ご本人の生活リズムに最も適した介護サービスのプラン「施設サービス計画」（ケアプラン）を作成することが望ましいからです。

なお、施設サービス計画が作成されるまでの間は、ご本人の有する能力に応じて、自立した日常生活が送れるように適切な指定介護福祉施設サービス等を提供します。（契約書第7条）

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更はおおむね次のとおり行います。（契約書第4条参照）

